

議案第 6 号

山陽小野田市教育委員会行政組織規則及び山陽小野田市教育委員会職員
の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市教育委員会行政組織規則及び山陽小野田市教育委員会職員
の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長谷川 裕

山陽小野田市教育委員会行政組織規則及び山陽小野田市教育委員会職員
の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市教育委員会行政組織規則（平成 1 7 年山陽小野田市教育
委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「参与」を「参事、参与」に改める。

第 6 条第 5 号中「技監」を「技監、参事」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条第 2 号中「副館長」の次に「、参事、参与」
を加える。

(山陽小野田市教育委員会職員
の職の設置等に関する規則の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市教育委員会職員
の職の設置等に関する規則（平成 2 3 年
山陽小野田市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 号」を「第 8 号」に改める。

別表第 2 中「、参与」を削り、「副園長」の次に「、参事、参与」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。